

## 練馬区国民健康保険条例の一部改正について(案)

## 1 改正の理由

## (1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき統一保険料方式を採用している。

平成27年度の保険料について、平成27年2月16日の特別区長会において、平成27年度の特別区全体の保険者負担分医療費、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

## (2) 政令改正に伴う改正

## ア 賦課限度額の変更

国民健康保険料賦課限度額に達する世帯の割合の上昇が見込まれていること。また、保険料負担の上限を引き上げることは、高所得層により多額の負担を求めることになるが、低・中所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となることから、基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額、介護納付金賦課限度額について賦課限度額を改める。

## イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正

低所得者の国民健康保険料軽減の拡大として、均等割額の5割軽減および2割軽減の軽減判定所得基準を改める。

## 2 改正の内容

## (1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う保険料率等の改正

## ア 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

(ア) 所得割 「100分の6.30」を「100分の6.45」に改める。

(イ) 均等割 「32,400円」を「33,900円」に改める。

## イ 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

(ア) 所得割 「100分の2.17」を「100分の1.98」に改める。また、賦課割合について「100分の59に相当する額」を「100分の58に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 賦課割合について「100分の41に相当する額」を「100分の42に相当す

る額」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

(ア) 所得割 「100分の1.63」を「100分の1.48」に改める。

(イ) 均等割 「15,300円」を「14,700円」に改める。

エ 保険料の減額【第19条の2】

(ア) 第1号減額（7割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「22,680円」を「23,730円」に改める。

b 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「10,710円」を「10,290円」に改める。

(イ) 第2号減額（5割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「16,200円」を「16,950円」に改める。

b 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「7,650円」を「7,350円」に改める。

(ウ) 第3号減額（2割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「6,480円」を「6,780円」に改める。

b 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「3,060円」を「2,940円」に改める。

(2) 政令改正に伴う改正

ア 賦課限度額の変更【第15条の8、第15条の16、第16条の5、第19条の2】

基礎賦課限度額について「510,000円」を「520,000円」に改め、後期高齢者支援金等賦課限度額について「160,000円」を「170,000円」に改め、介護納付金賦課限度額について「140,000円」を「160,000円」に改める。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正【第19条の2】

均等割額の5割軽減および2割軽減の対象者を拡大するため、均等割額の判定基準を改める。

(ア) 5割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 245,000円 × 被保険者数」から「330,000円 + 260,000円 × 被保険者数」に改める。

(1) 2割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 450,000円 × 被保険者数」から「330,000円 + 470,000円 × 被保険者数」に改める。

(3) その他規定の整備

ア 医療に係る交付金事業に関する事項【第14条の3、付則第4条】

医療に要する費用を区市町村が共同で負担するための交付金事業について、国は財政運営の都道府県単位化を推進するために、事業対象をすべての医療費に拡大するとともに、平成27年度から恒久化することとしたため、文言整理等を含め所要の改正を行う。

イ 保険者を支援するための制度に関する事項【第14条の3】

所得の少ない者の数に応じて国および都道府県が区市町村を財政的に支援する制度について、国が平成27年度から恒久化することとしたため、この条例で引用する国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の条文が条ずれしたため、規定の整備を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 その他

(1) 改正に伴う経過措置について、付則で定める。

(2) 「2 改正の内容 (2) 政令改正に伴う改正」については、政令公布後の改正となる(現時点では公布日は未定)。

5 保険料率改正内容一覧

保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増減
基礎分	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	58：42	
	所得割料率	6.30/100	6.45/100	0.15/100
	被保険者均等割額	32,400円	33,900円	1,500円
	賦課限度額	510,000円	520,000円	10,000円
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	58：42	
	所得割料率	2.17/100	1.98/100	0.19/100
	被保険者均等割額	10,800円	10,800円	据え置き
	賦課限度額	160,000円	170,000円	10,000円
計	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	58：42	
	所得割料率	8.47/100	8.43/100	0.04/100
	被保険者均等割額	43,200円	44,700円	1,500円
	賦課限度額	670,000円	690,000円	20,000円
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	50：50	50：50	
	所得割料率	1.63/100	1.48/100	0.15/100
	被保険者均等割額	15,300円	14,700円	600円
	賦課限度額	140,000円	160,000円	20,000円

条例減額の改定内容一覧

項 目	減額する額			減額した後の均等割額（ ）は改定前	
	改定前	改定後	増減		
基礎分	均等割額 7割減額	22,680円	23,730円	1,050円	10,170円（9,720円）
	均等割額 5割減額	16,200円	16,950円	750円	16,950円（16,200円）
	均等割額 2割減額	6,480円	6,780円	300円	27,120円（25,920円）
支援金分	均等割額 7割減額	7,560円	7,560円	据え置き	3,240円（3,240円）
	均等割額 5割減額	5,400円	5,400円	据え置き	5,400円（5,400円）
	均等割額 2割減額	2,160円	2,160円	据え置き	8,640円（8,640円）
計	均等割額 7割減額	30,240円	31,290円	1,050円	13,410円（12,960円）
	均等割額 5割減額	21,600円	22,350円	750円	22,350円（21,600円）
	均等割額 2割減額	8,640円	8,940円	300円	35,760円（34,560円）
介護分	均等割額 7割減額	10,710円	10,290円	420円	4,410円（4,590円）
	均等割額 5割減額	7,650円	7,350円	300円	7,350円（7,650円）
	均等割額 2割減額	3,060円	2,940円	120円	11,760円（12,240円）

- 6 平成27年度 1人当たり国民健康保険料(基礎分、支援金分合計)  
106,545円(対前年度比 3,442円〔+3.34%〕)
  
- 7 保険料均等割軽減対象の拡大  
別紙1のとおり
  
- 8 平成27年度国民健康保険料の試算(年額)  
別紙2のとおり
  
- 9 新旧対照表  
別紙3のとおり